

災害救助法制見直しに係る経緯について

1 見直し概要

指定都市市長会として、法定受託事務である災害救助法の知事権限について指定都市市長への移譲を求めているもの。この権限は、救助の主体を指定都市市長とするとともに、従事命令等の権限を合わせて求めている。

2 経緯

平成 27 年 1 月 30 日

平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針について、事務委任をすることは現行制度上可能であり、事前に調整を行うことが有効である旨の閣議決定がされた。

平成 28 年 5 月 31 日

指定都市市長会が、「災害対応法制の見直し等に関する指定都市市長会要請」を作成し、後日政府に要請活動を実施した。

平成 28 年 7 月 19 日

指定都市市長会が、「災害対応法制の見直し等に関する指定都市の基本方針」を決定し、後日内閣府に提出した。

平成 28 年 9 月 8 日

内閣府主催「災害救助法制に係る指定都市市長会の要請に関する説明会」が開催され、指定都市市長会が指定都市所在道府県に現行の災害対応法制の問題点及び支障事例等について説明した。

平成 28 年 9 月 26 日

全国知事会から、「災害救助法制の見直しに関する考え方について」を提出。
後日内閣府から回答を受けた。

平成 28 年 10 月 6 日

指定都市市長会から内閣府に対して、全国知事会が懸念する点について考え方が示され、内閣府から提供された。

平成 28 年 10 月 14 日

全国知事会危機管理・防災特別委員会開催。国に提出する「災害救助法制の見直しについて」を議決。

平成 28 年 10 月 25 日

第 4 回熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WGで、上記「災害救助法制の見直しについて」が公表された。

平成 28 年 11 月 15 日

内閣府政策統括官（防災）より、災害救助の実施体制に係る検討・調整の場設置について参加依頼が全国知事会事務総長宛にあった。

平成 28 年 11 月 28 日

上記WGの検討状況等も踏まえ、政府主催全国知事会議において、松本防災大臣より、災害救助法に関する検討・調整の場に道府県に参加して欲しい旨の発言があった。

平成 28 年 12 月 26 日

第 1 回災害救助に関する実務検討会開催。内閣府、道府県（三重県、宮城県、神奈川県、兵庫県、広島県）、指定都市（横浜市、仙台市、神戸市、熊本市）及びオブザーバーとして全国知事会事務総長、指定都市市長会事務局長が出席し、それぞれの基本姿勢について説明。

平成 29 年 2 月 7 日

第 1 回災害救助に関する実務検討会作業グループ開催。双方の立場から課題と問題点を提示し、意見交換。

平成 29 年 3 月 8 日

第 2 回災害救助に関する実務検討会作業グループ開催。前回提示されたそれぞれの課題に対して具体的に議論。

3 災害救助に関する実務検討会について

(1) 趣旨

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震における被害を教訓とし、全国における地震災害への対応力向上方策を検討するため、中央防災会議、防災対策実行委員会の下に設置された「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」の報告において、「より迅速、的確な救助の実施、災害救助の事務を円滑に行うという観点から、現行法による救助の実施体制や広域調整の在り方についても検討すべき」と提案された。

これらを踏まえ、今後の大規模災害に備え、救助の事務の円滑な実施という観点から、救助の実施体制や広域調整の在り方等について、実務担当者による検討・調整する場を開催する。

(2) 論点

ア 指定都市側からの主な説明

「事務委任等の現行制度の運用の改善では克服されない課題について」

① 事務委任による事前調整の困難さ

- ・大規模災害時には想定外の事態が発生するため、事務委任の範囲・内容や時期について、事前にどれだけ調整を重ねたとしても、発災後に新たな調整が必要となる。そのため、事務委任に関する事前調整を全て行うことは不可能であり、権限移譲が不可欠。

② 「救助の基準」適合性の判断権限等が不存在

- ・事務委任では基準を判断する主体となり得ず、疑義がある場合等の対応にあたって道府県に確認せざるを得ず、協議不調や時間的ロスが発生する。

③ 事務委任の事後性、権限の不確実性

- ・災害発生後、不意に事務が追加される場合も想定され、初動対応に混乱を招く。また、こうした不確実な要素により、的確な備えを行う上で支障が生じる。

④ 財源措置の必要性

- ・事務委任ではなく、権限移譲による財源の裏打ちが必要である。

イ 道府県側からの主な説明

「権限移譲した場合の問題点について」

① 都道府県の広域調整機能及び適正な資源配分機能の毀損

- ・指定都市に応急仮設住宅、医療の面で資源が一極集中している場合があり、指定都市が先取りすることにより、県全体としての資源配分が損なわれる。

- ・広域避難の必要性が生じた場合、県全体の調整に支障が生じる。
 - ・現状であれば都道府県と委任を受けた市町村のどちらも救助できるが、政令市に権限移譲した場合、政令市しか救助できなくなってしまい、補完しあう関係がなくなってしまう。
- ② 都道府県と各指定都市から、異なる命令や協力依頼が行われることによる混乱
- ・熊本地震の際、仮設住宅の建設に関し、プレハブ協会は自治体の窓口を一本化するよう要請があった。
- ③ 災害法制全体への影響
- ・災害対策基本法が県と市町村の二層制の構成となっており、災害救助法の権限移譲による影響が懸念される。
- ④ 災害救助法の基準の見直し
- 災害救助法の運用そのものの議論も必要であることから、以下の提案を行いました。
- ・救助範囲の対象拡大
 - ・救助基準の拡大や弾力的運用
 - ・国による財政支援拡大
- ⑤ 具体的事例の検証
- ・熊本地震での事務委任による支障の具体的事例を検証し、議論してはどうか。

(3) 内閣府の新たな提案

次回以降の検討について、次の2点が内閣府から示されました。

① 「権限移譲」、「現行の事務委任のまま」以外のスキームの検討

あらかじめ県と指定都市で十分協議し、両者が合意すれば権限移譲を可能とする制度が可能かどうか検討する。

② 災害救助法の運用基準の緩和の検討

道府県側から前回会議で提案のあった「救助範囲の対象拡大」、「救助基準の拡大や弾力的運用」等について、現在の支障の内容について意見交換する。